

基本協定書（案）に関する質問への回答

No	タイトル	記載箇所						質問	回答
		頁	数	数	(数)	記	数		
1	3. 協議が整わない場合の最終的な解決プロセスについて	8						基本協定書の第13条において、基本協定書に定めのない事項や疑義（疑問点）が生じた事項については、「必要に応じて四国地方整備局と優先交渉権者構成員が協議して定めるものとする」と記載されています。 万が一、この協議を重ねても合意に至らない場合、最終的にどのような解決プロセス（例：第三者機関による調停、仲裁、あるいは司法手続きなど）を経ることになるのか、具体的な手順をご教示いただけますでしょうか。	最終的には第14条に基づき管轄裁判所の裁判による解決となります。 基本協定は、第2条の趣旨に定めるとおり、実施契約を締結せしめ、本事業を円滑に実施するための諸手続きを定めたものであり、協議による解決が困難な疑義が生じることは想定しておらず、特段の紛争解決プロセスは定めていません。